ヘ　ホに準ずる指定国（日本国を除く。）の会社（自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている会社に限る。）

ト　金融商品取引業者を子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第二条第一項第三号に規定する子会社をいう。第三条第三項を除き、以下同じ。）とする持株会社（自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている者に限る。）

チ　トに準ずる指定国（日本国を除く。）の会社（自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている者に限る。）

リ　国際機関

五　金融商品取引所　法第二条第十六項に規定する金融商品取引所及び外国におけるこれに相当するものをいう。

六　金融商品取引清算機関　法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関及び外国におけるこれに相当するものをいう。

七　先物取引　法第二条第二十一項第一号及び第二号に掲げる取引（これらに類似する外国市場デリバティブ取引（同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引をいう。第九号において同じ。）を含む。）並びに商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第三項第一号から第三号までに掲げる取引（これらに類似する外国商品市場取引（同条第十三項に規定する外国商品市場取引をいう。）を含む。）をいう。

八　先渡取引　法第二条第二十二項第一号及び第二号に掲げる取引をいう。

九　スワップ取引　法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）及び同条第二十二項第五号に掲げる取引をいう。

十　自己資本規制比率　法第四十六条の六第一項に規定する自己資本規制比率をいう。

十一　特別金融商品取引業者　法第五十七条の二第二項に規定する特別金融商品取引業者をいう。

十二　子法人等　法第五十七条の二第九項に規定する子法人等をいう。

十三　関連会社等　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の十六の二第三項に規定する関連会社等をいう。

十四　適格債　地方債証券、法第二条第一項第三号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに金融機関の発行するものを除く。）、国際機関の発行する債券及び適格格付業者により適格格付が付与されている債券等（政府債を除く。）をいう。ただし、適格格付業者により適格格付以外の格付が付与されているものを除く。

十五　有価証券等　府令第百七十八条第一項第一号に規定する有価証券等をいう。

十六　賃貸用物品　府令第六十八条第七号に掲げる業務の対象となっている物品をいう。

十七　連結財務諸表提出会社　府令第百七十七条第七項第一号に規定する連結財務諸表提出会社をいう。

十八　オフ・バランス取引　貸借対照表に記載されない資産又は負債に係る取引をいう。

十九　ポジション　有価証券等の持ち高をいう。

二十　オプション　オプション取引の対象となる権利をいう。

二十一　適格格付業者　金融庁長官が別に指定する者をいう。

二十二　適格格付　適格格付業者が付与した格付であって、金融庁長官が別に定める格付をいう。

二十三　適格格付を付与された者　本格付又は予備格付の別を問わず、長期優先債務（これと同視し得る債務を含む。）に適格格付が付与されている者をいい、会社格付又は保険金支払能力格付において適格格付と同等の格付が付与されている場合には、適格格付を付与されたものとみなす。

二十四　時価額　計算を行う日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額をいう。

二十五　オプション取引等　オプション取引及びその関連の原資産（オプションの行使の対象となる資産又は取引をいう。以下同じ。）のポジションをいう。

二十六　ロング・ポジション　買持ちのポジションをいう。

二十七　ショート・ポジション　売持ちのポジションをいう。

二十八　デルタ　原資産価格の微少な変化に対する当該オプション取引等の価格の変化の割合を表す数値をいう。

二十九　ガンマ　原資産価格の微少な変化に対する当該オプション取引等のデルタの変化の割合を表す数値をいう。

三十　ベガ　原資産価格のボラティリティの微少な変化に対する当該オプション取引等の時価額の変化の割合を表す数値をいう。

三十一　ボラティリティ　オプション取引における原資産価格の予想変動率をいう。

三十二　コール・オプション　オプション取引における原資産を買う権利をいう。

三十三　プット・オプション　オプション取引における原資産を売る権利をいう。

三十四　ストライク・プライス　オプション取引においてオプションが行使された場合に成立する取引に係る価格若しくは数値又はこれらと類似のものをいう。

三十五　イン・ザ・マネー　コール・オプション取引においては原資産価格がストライク・プライスを上回っている状態をいい、プット・オプション取引においては原資産価格がストライク・プライスを下回っている状態をいう。

三十六　アウト・オブ・ザ・マネー　コール・オプション取引においては原資産価格がストライク・プライスを下回っている状態をいい、プット・オプション取引においては原資産価格がストライク・プライスを上回っている状態をいう。

三十七　イン・ザ・マネーの額　イン・ザ・マネーにおけるストライク・プライスを用いた評価額と原資産の時価額との差額をいう。

三十八　アウト・オブ・ザ・マネーの額　アウト・オブ・ザ・マネーにおけるストライク・プライスを用いた評価額と原資産の時価額との差額をいう。

三十九　原資産の市場リスク相当額　原資産の時価額に、第六条第八項の表に掲げる区分に応じ、同表に定める率を乗じて得た額をいう。

四十　ポートフォリオ　一若しくは二以上の取引又は資産の集合体をいう。

四十一　指定国　次に掲げる国（地域を含む。以下同じ。）をいう。

イ　日本国

ロ　アイルランド

ハ　アメリカ合衆国

ニ　イタリア共和国

ホ　オーストラリア連邦

ヘ　オーストリア共和国

ト　オランダ王国

チ　カナダ

リ　グレートブリテン及び北アイルランド連合王国

ヌ　シンガポール共和国

ル　スイス連邦

ヲ　スウェーデン王国

ワ　スペイン

カ　デンマーク王国

ヨ　ドイツ連邦共和国

タ　ニュージーランド

レ　ノルウェー王国